

あなたの展示会を開いてみませんか

～牛久市役所庁舎・エスカードプラザ「市民の作品ミニ展示会」ご利用のご案内～

牛久市役所庁舎内各階やエスカードプラザの壁面の空きスペースでパネルやピクチャーレールを利用して、あなたの展示会を開いてみませんか。



利用できる方

牛久市にお住まいの方、牛久市へ通勤・通学されている方又は市内で活動するサークルなどの団体のほか、市内の学校や保育施設などのご利用をお待ちしています。ご家族やお友達グループでのご利用も歓迎です。

注意事項

次に該当する方は利用できません。

- ・営利目的等で利用するとき
- ・公の秩序、または善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき
- ・政治的または宗教的目的であると認められるとき
- ・その他、施設の管理上、支障があると認めるとき

利用料金

無料です。

展示の場所と設備

〈市役所〉

1	F	防災課付近	展示パネル（固定式）＋ピクチャーレール
3	F	南側壁面及び監査委員事務局付近	ピクチャーレール
4	F	東側会議室付近	ピクチャーレール

※市役所内展示でワイヤーが必要な場合は市民活動課までおこしください。

〈エスカードプラザ〉

2	F	待合席側壁面	展示パネル（固定式）
---	---	--------	------------

※エスカードプラザのパネル用ワイヤーは8本のみとなります。その他必要な場合は、申込者にてご用意ください。

期 間

1 回のご利用は1 5 日間程度とします。（応相談）

お申し込みとご利用の手順

- ご希望の利用期間の状況確認
市民活動課（市庁舎2階）に、ご希望の利用期間の空き状況と展示場所等をご確認ください。
- お申し込み
所定の申込書に記入し、ご希望の利用開始日の2週間前までに市民活動課窓口に提出してください。※展示作品がわかる資料（見本写真等）の添付をお願いします。（エスカードプラザ利用の場合のみエスカードプラザ窓口で受領できますが、空き状況の確認等はできませんので、後日、市民活動課の担当よりご連絡させていただきます。）
お申し込みは、ご希望の利用開始日の1ヶ月前から受付けています。後日許可書をお送りします。
- 展示
利用許可期間の開始日に展示物および利用許可書をご持参の上、職員の案内に従い、午後4時までに展示を完了させてください。（※時間を過ぎてしまう場合は、市民活動課までご相談ください。）
なお、展示物の管理は、利用者で行ってください。また、許可された展示物以外のものは展示できません。（※許可なしの展示物は速やかに撤去してください。撤去しない場合には、当方で撤去させていただきます。）
- 片付け
展示物は、利用許可期間の最終日午後5時までに片付けてお持ち帰りください。
エスカードプラザでワイヤーを利用した場合は、最終日午後5時までにエスカードプラザ窓口まで返却してください。

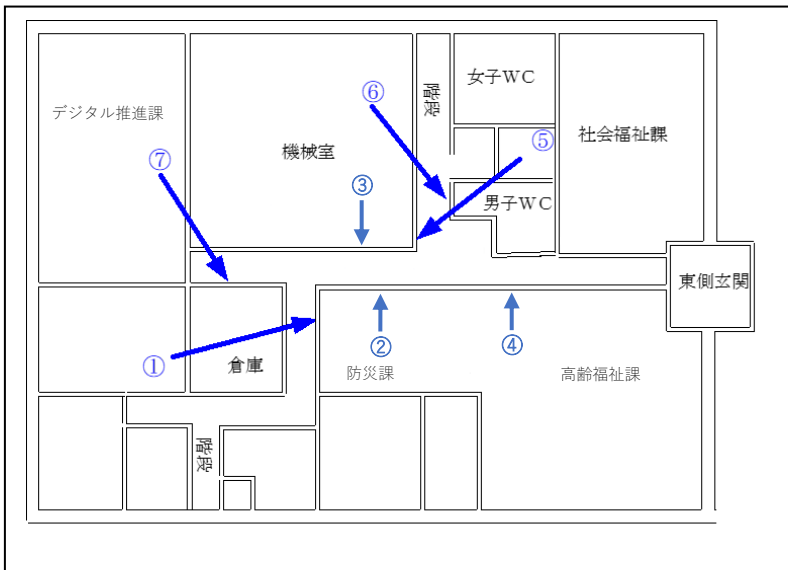
※ 展示物品の破損等については、いかなる場合においても責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

牛久市役所庁舎「市民の作品ミニ展示会」のお問い合わせは

市庁舎2階市民活動課 電話 029(873)2111 内線 1633～1634

展示スペース所在図

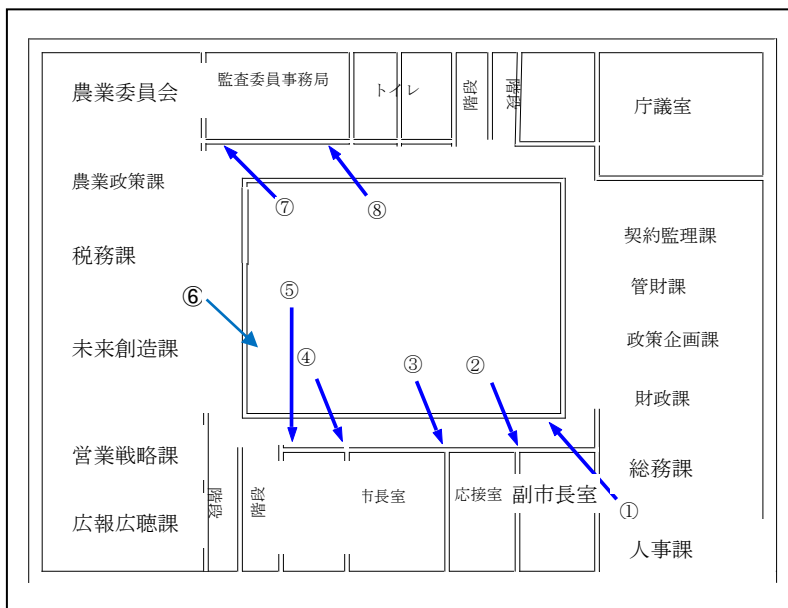
市庁舎 1 階



場所	フックの数
① 防災課西	3
② 防災課北	10
③ 機械室壁	8
④ 防災課東	3
⑤ 自動販売機前	3
⑥ 自動販売機脇	3
⑦ デジタル推進課前	5

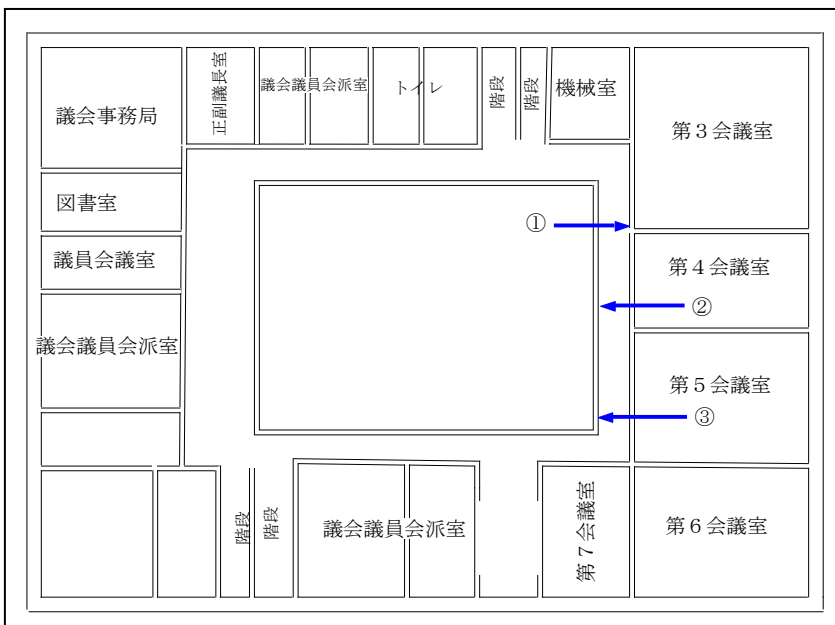
②、③及び⑦はパネルへの貼り付け可

市庁舎 3 階



場所	フックの数
①副市長室対面	2
②副市長室前	2
③応接室前	5
④市長室前	7
⑤市長室隣	2
⑥未来創造課前	4
⑦監査委員事務局西	0
⑧監査委員事務局東	3

市庁舎 4 階



場所	フックの数
①第3会議室前	8
②第4会議室対面	7
③第5会議室対面	3